下請法・下請取引関連法令運用基準の解説と実務のポイント【オンライン受講可】(4120066)

下請取引関連法令運用基準が改正されました。情報システムの開発・運用・保守では協力会社に委託して業務を遂行するのが一般的です。コンプライアンスの強化が叫ばれる今日、下請法及び下請取引関連法令運用基準の理解は必須となりました。本セミナーでは情報システムの開発・運用・保守の分野に関係するものに焦点を絞り、法令のポイントと対策について解説します。

開催日時	2020年7月6日(月) 10:00-16:00
カテゴリー	共通業務（契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理）・セキュリティ・システム監査 専門スキル
講師	池田聡 氏 （KOWA法律事務所　弁護士・システム監査技術者 ） 1989年日本興業銀行(現みずほ銀行)入行、システム部門、業務企画部門、業務監査部門、営業店長を経て、現在に至る。
参加費	ＪＵＡＳ会員/ITC：33,800円 一般：43,000円（１名様あたり　消費税込み、テキスト込み） 【受講権利枚数1枚】
会場	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（日本橋堀留町2丁目ビル2階）
対象	民間企業の情報システム部門の契約担当者、プロマネ、調達担当者 中級
開催形式	講義
定員	16名
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。（2時間1ポイント）
特記	お申込み後マイページより受講票をダウンロードして内容をご確認ください。
ITCA認定時間	5

主な内容

◆　当講座はオンライン参加も可能な講座となります　◆
お申込み時にご参加形態をご回答ください。
オンライン参加時のご注意について、本ページ下部にご案内いたします。お申込の前に必ずご確認ください。

1　下請法(下請代金遅延防止法)の概要とポイント
・下請法の位置づけ
・下請法の目的
・下請法における用語の定義と規制対象、規制対象取引
・下請法の規制内容
－書面交付義務
－支払期日を定める義務
－書類の作成・保存義務
－遅延利息の支払義務
－禁止行為
－勧告／指導・調査・罰則
－違反行為に対する手続と運用状況
－私法上の効力
・独占禁止法
・下請中小企業新興法

2　下請取引関連法令運用基準の改正内容と対応のポイント
・下請法運用基準の改正
・情報システム開発に関係する改正内容と対応ポイント

３　実務にあたって生ずる問題と対応策

・書面を取り交わさない業務依頼
・担当部門が納品書・請求書の提出を忘れ支払遅延
・受注できなかったため、委託契約を解除
・無理な納期の指定
・対象IT投資が中止になり先行作業が不要になった
・「予算がない」「次回にカバーする」と説明して委託金額を値下げ
・規模の大きいシステムにおける検収期間
・仕様不適合、欠陥を理由とした支払拒絶、受領拒絶
・不当なやり直しと正当なやり直し
・大規模な開発における部分納品と委託金額支払時期の関係
・知的財産権を委託元に移転させること
・納期・仕様が変更になったが委託金額は据え置いた
・委託先に伝える委託内容の詳細度
・発注単価の一方的値下げ
・瑕疵担保責任期間はどのくらいが適正か
・品質が悪い場合、減額できるか
・仮単価、仮委託金額、仮納品…ほか

４　まとめ　違反行為と効果の関係

＜＜オンライン参加時のご注意＞＞
・紙媒体のテキストを、開催後に郵送にてお送りいたします。お申込み時に送付先の記入をお願いします。
・データテキスト配布については講座により異なります。各案内をご確認ください。
・ご受講に必要なPC等のハードウェアや通信環境は、ご受講者様ご自身でご用意ください。
・動画や画像、音声の撮影、録画、録音は一切禁止とさせていただいております。
・キャンセル規定は「JUASセミナーキャンセル規定」と同様になります。

＜＜ライブセミナーご受講に際してのご注意＞＞
・ツールは、ZOOM（https://zoom.us/）を利用いたします。
・ZOOMミーティングID・PWは、開催日前に受講票にてご案内いたします。
・ブラウザまたは、ZOOMをダウンロード（無料）したPCをご利用ください。
ZOOMの紹介＞＞＞https://zoom.us/
ZOOMダウンロード＞＞＞https://zoom.us/signup
・ユーザー名は、「お名前（漢字フルネーム）」に設定してください。
・セミナー当日は、15分前から受付開始いたします。待機室に入ってお待ちください。
事務局にて、お名前を確認させていただきます。
・ご参加の方には自己紹介（顔出しを含む）をお願いしております。皆様が不安を感じない
環境で開催をするための対応となりますのでご協力ください。